

「岩手県事業復興型雇用確保助成金」（雇入費） 認定申請・支給申請の手引き （令和7年度新規申請）

※ 助成金を申請する事業主は、支給要領やQ&Aをご一読の上、認定申請・支給申請の手引き（本書）に沿って手続きを行ってください。

目次

1 助成金の概要と要件について

1-1 概要	1ページ
1-2 仕組み	1ページ
1-3 要件	2ページ
1-4 注意事項	3～4ページ

2 支給対象期間及び支給額等

2-1 支給対象期間	5ページ
2-2 支給額	5～6ページ

3 申請手続き及び支給認定までの流れ

3-1 申請受付期間	7ページ
3-2 申請書類の提出先	7ページ
3-3 支給認定までの流れ	7ページ

4 提出書類等

4-1 全事業所が提出する書類	8～11ページ
4-2 該当する場合に提出が必要となる書類	11～12ページ
4-3 書類作成・提出時の注意事項	12ページ

5 申請書類の記載例

5-1 様式第1号／様式第1号、3号共通別紙／様式第2号／様式第7号／様式第8号	13～17ページ
5-2 該当する場合に提出する書類例（申立書）	18～20ページ

6 参考資料

資料Ⅰ 1号事業の対象となる産業政策一覧	21～22ページ
資料Ⅱ 2号事業の対象となる基準及び産業政策	23ページ
資料Ⅲ 併給調整の対象となる助成金等の例	24ページ
資料Ⅳ 雇用保険の産業分類に関する分類表	25ページ

助成金の適正な取扱いに係る留意事項

認定事業者の皆様につきましては、以下の点に留意しながら適正な取扱いをしてください。

（1）会計帳簿等の整備等について

岩手県事業復興型雇用確保助成金支給要領第34に基づき、助成金の支給を受けた事業主は、認定申請書類
その他関係書類を、基金事業が終了した年度の翌年度から5年間は必ず保管してください。

（2）検査について

県が必要と認めた場合、岩手県事業復興型雇用確保助成金支給要領第28に基づき、県は事業主その他関係
者に対して書類の提出を求め、事情聴取及び立入検査をすることがあります。また、本助成金は国の緊急雇用
創出事業臨時特例交付金を財源としており、会計検査院による会計検査が実施されることがありますので、その
際には関係書類の提出等を求めることがあります。

（3）不正受給について

助成金を不正に受給した場合、岩手県事業復興型雇用確保助成金支給要領第29に基づき、助成金の支給認定
及び支給決定を取り消します。なお、助成金の支給決定を取り消された場合、岩手県事業復興型雇用確保助成金
支給要領第30に基づき、取り消しに係る部分に関し、既に助成金が支給されているときは、県へ助成金を返還して
いただきます。

1 助成金の概要と要件について

1-1 概要

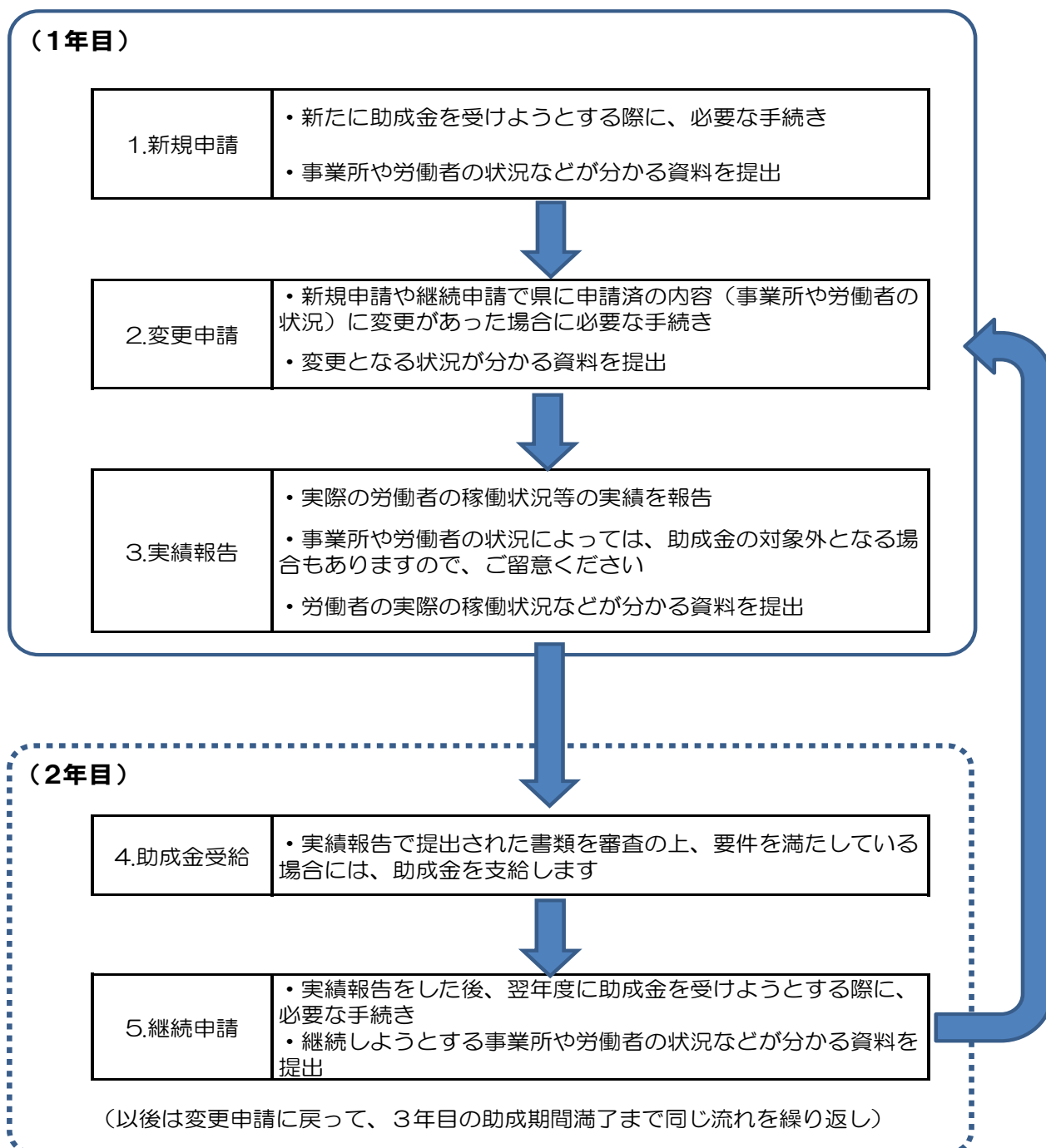
岩手県では、東日本大震災津波で被災した沿岸地域における安定的な雇用の創出及び地域の中核となる産業や経済の活性化に資する雇用の創出を目的とし、産業政策と一体となって雇用面からの支援を行うことにより、震災により離職を余儀なくされた方の生活の安定を図るとともに、沿岸被災地域の復興を支えるため、「岩手県事業復興型雇用確保助成金支給要領」に基づき、雇入に係る費用（職業訓練・雇用管理等を含む。）の一部について、事業主に対し、予算の範囲内で助成金を支給します。

1-2 仕組み

本助成金は、助成対象となる事業所の事業主からの申請に基づき、助成対象労働者の勤務実績等に応じて助成金を支給するものです。

また、助成対象期間は3年間ですが、各年度毎に、事業主からの申請等に基づき助成金を支給します。（手続きの仕組みについては、以下の「【参考】手続きの流れ」のとおりです。）

【参考】手続きの流れ



※それぞれの手続き時期等については、県のホームページなどにより、随時お知らせします。

1-3 要件

本助成金に申請できるのは、次の助成対象事業所と助成対象労働者についての全ての要件を満たす事業主です。
なお、複数の助成対象事業所がある場合は、事業主が同一であっても申請手続きや支給要件の判定は、助成対象事業所（店舗や工場ごと）に行うこととなります（1-4注意事項（1）を参照）。

（1）助成対象事業所

ア 県内沿岸12市町村(注1)に事業所を有し、当該事業所において次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する事業を実施する事業主であること。

(注1) 洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市及び陸前高田市

(ア) 平成23年3月11日以降に採択された東日本大震災からの復興政策に関する国又は地方公共団体の補助金・融資等による産業政策の支援対象となっている事業（1号事業）

対象となる産業政策は、資料Ⅰ「1号事業の対象となる産業政策一覧」（21～22ページ）のとおりです。

(イ) (ア)以外の事業で、本助成金を支給することが「産業政策と一体となった雇用支援」と認められる事業（2号事業）の対象となる事業の基準及び産業政策は、資料Ⅱ「2号事業の対象となる基準及び産業政策」（23ページ）のとおりです。

※県が設置する認定委員会で個別に審査します。

イ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又はこれに準ずるもの。
ただし、平成28年3月31日までにアの事業を実施している場合は、この限りではありません。

ウ 令和7年度に初めて雇入費助成金を申請する事業所であること。

※令和6年度までに本助成金の支給を受けた事業所でも、初回の支給申請時の最初の新規雇用者の雇入れから2年以内に雇入れた労働者がある場合は、助成対象となります。その場合、変更申請としての取扱いとなりますので御確認願います。

※過去の助成対象事業所で当該助成対象期間が終了している場合において、過去に助成金の支給を受けるにあたって認定を受けたアに記載する(ア)又は(イ)の事業と同一の事業について複数回実施が認められた場合は再度申請をすることができます。

（2）助成対象労働者

本助成金に申請できる労働者は、次のアからカの全ての要件を満たす新規雇用者又は再雇用者（注2）です。
（注2）再雇用者とは、一度離職した労働者で、離職してから3年以内に同一事業所で雇入れられた労働者をいいます。

ア 初めて申請する場合は、令和7年3月15日以降に雇入れた被災三県求職者(注3)であること。

(注3) 被災三県求職者とは、次のア又はイのいずれかに該当する者をいいます。

(ア) 平成23年3月11日時点で岩手県、宮城県及び福島県に所在する事業所に雇用されていた者又は当該地域に居住していた者であって失業状態にある者

(イ) 平成23年3月11日時点で通学するために岩手県、宮城県及び福島県外に居住していた者であって、高等学校、大学等を卒業予定の者又は卒業後3年以内の者（1年以上継続して同一の事業主に期間の定めのない雇用又は1年以上の有期雇用であって、かつ、契約の更新が可能なものとして雇用された経験がない者に限る。）で助成対象事業所に雇入れられた者（当該雇入れられた者の扶養者が、平成23年3月11日時点で岩手県、宮城県及び福島県に居住していた場合に限る。）

イ 雇用契約が、「期間の定めのない雇用」又は「更新が可能な1年以上の有期雇用」であること。

ウ 雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者であること。

（短時間労働者の場合は、1週間の所定労働時間が20時間以上であること。）

エ 申請日時点で在職している労働者であること。

オ 1名以上の新規雇用者を申請すること。

再雇用者のみの雇入れは助成対象となりません。再雇用者は、新規雇用者1人の雇入れにつき、4人までの雇入れを限度に助成対象とします。

なお、新規雇用者より再雇用者の雇用開始日が早い場合は、新規雇用者を雇用した日から3年間が対象期間となります。

カ 支給要件の（1）アに記載する支援決定を受けた後に、当該支援決定を受けた事業所に雇入れられた労働者であること。

1-4 注意事項

(1) 助成対象事業所に関する注意事項

- ア 助成対象事業所が複数ある場合は、申請は対象事業所（店舗など）ごとに行う必要があります。
- また、原則として補助金又は融資等の産業政策の採択を受けた事業所のみが対象となりますのでご注意ください。
- なお、助成対象事業所の考え方は以下の「【参考】「助成対象事業所」の考え方」のとおりです。
- イ 補助金・融資等の対象産業政策に係る決定通知等に記載の事業所（事業主）が、岩手県内沿岸以外の地域に所在するもしくは記載住所に変更がある場合には、「産業政策と助成対象事業所との関連に係る申立書」及び関連が分かる資料の提出が必要となります。（申立書の記載例は18ページにあります。）
- ウ 資料Ⅰに記載の1号事業の対象産業政策一覧のうち、「設備等の整備に限る」となっている事業で「運転資金」で融資を受けている場合は1号事業としては対象外となりますので、資料Ⅱに記載の2号事業による申請手続きを行ってください。
- エ 労働基準法、最低賃金法等の労働法令に違反した場合は、助成金を支給できない場合がありますので、法令遵守にご留意ください。

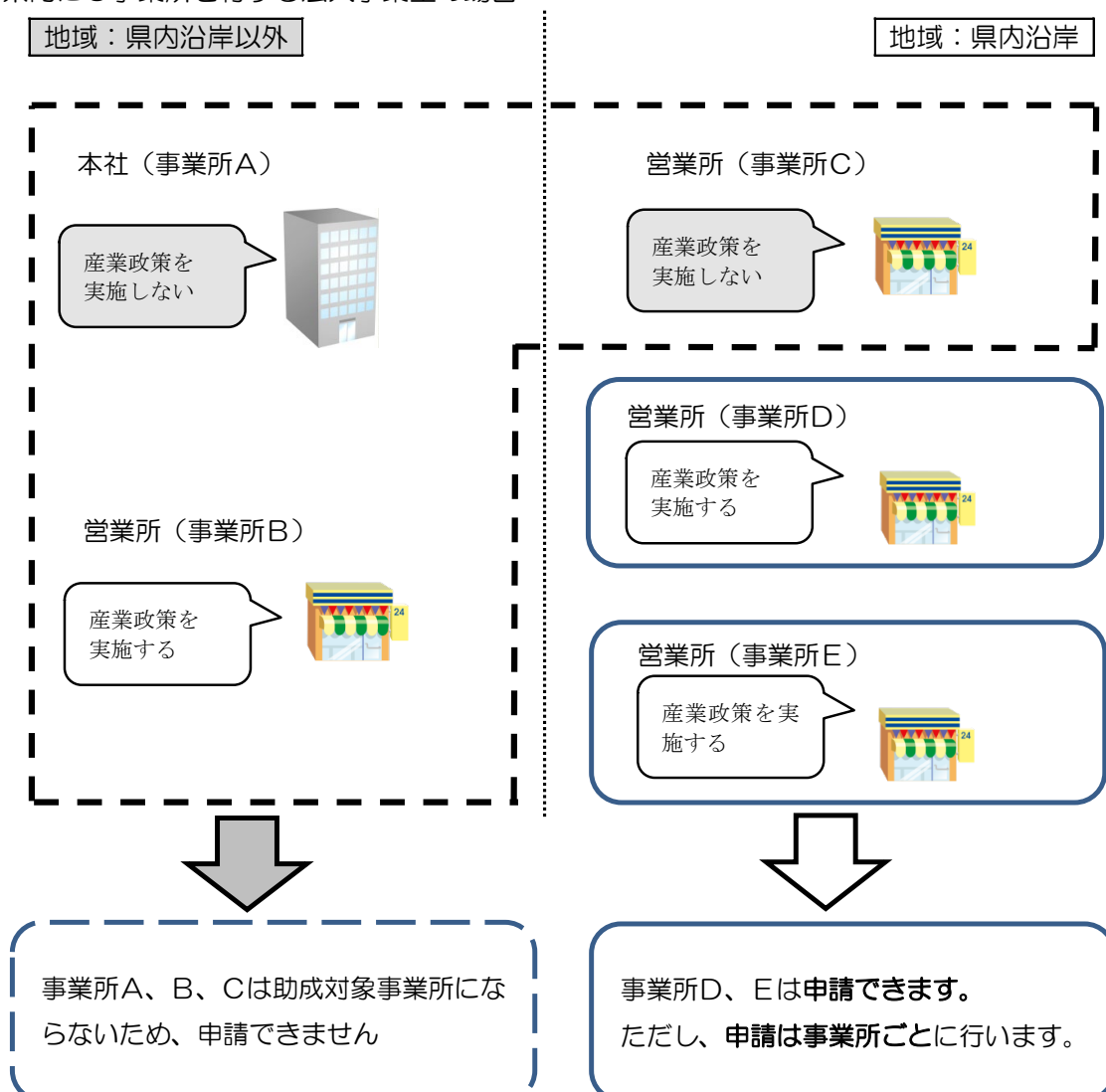
【参考】「助成対象事業所」の考え方

本助成金は、2ページ（1）アの（ア）又は（イ）に該当する事業（資料Ⅰ又は資料Ⅱを参照）を実施する県内沿岸12市町村に所在する事業所に雇い入れた労働者に限り、助成対象労働者として認定申請することができます。

下図のように、同一の事業主であっても、産業政策を実施しない事業所や沿岸地域以外に事業所がある場合は、当該事業所及び当該事業所の労働者は助成対象となりません。

また、認定申請は、助成対象となる事業所ごとに申請します。

（例）県内に5事業所を有する法人事業主の場合



1-4 注意事項

(2) 助成対象労働者に関する注意事項

- ア 平成23年11月21日以降に、助成対象事業所において事業主都合により解雇（勧奨退職等を含む）又は雇止めした事実がある場合、その人数分の助成対象労働者は対象外です。
- イ 平成23年11月21日以降に、助成対象労働者の雇用契約期間を「期間の定めのない雇用」又は「更新可能な1年以上の有期雇用」としていない事実がある場合、その人数分の助成対象労働者は対象外です。
- ウ 雇入れに係る費用が国又は県が支給する他の補助金等の支給対象となっている労働者は対象外です。（国又は県が委託して実施する場合も含みます。）
具体的には、資料Ⅲ「併給調整の対象となる助成金等の例」（24ページ）を参照してください。
- エ ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業により雇用した労働者は対象外です。
- オ 再雇用された被災三県求職者であって、平成23年11月21日以降に離職した者は対象外です（あらかじめ有期の雇用契約で雇入れ、期間満了により離職した者は除く）。
- カ 産業政策の支援決定前に雇入れられた労働者は対象外です。
- キ 令和6年度以前に本助成金の支給を受けたことがある事業所については、助成対象労働者のうち雇入れの最も早い新規雇用の雇入れ日から2年経過後に雇入れた労働者は対象外です（追加申請を行う場合に限る）。
- ク 派遣労働者は対象外です。
- ケ 支給認定の申請日時点で在職していない労働者は対象外です。

【参考】助成対象労働者についての解説

○ 助成対象労働者の区分について

新規雇用	・再雇用以外の雇入れをいい、当該事業所で初めて雇入れた助成対象労働者
再雇用	・雇入れた日の前日から過去3年間に雇用関係、出向、派遣、請負、アルバイト、事前研修により就労したことがある者を、再び同一事業所に雇入れること ・ただし、平成23年11月20日以前より雇用関係があり、平成23年11月21日以降に離職した当該労働者は対象外（あらかじめ有期の雇用契約で雇入れられ、期間満了により離職した者は除く） ※派遣労働者を正規職員で雇用した場合は再雇用に該当しないのでご注意ください。

○ 雇用契約による新規雇用と再雇用の区分について

新規雇用	・試用期間（事前研修）から雇用保険に加入し、雇用契約書・就業規則等に「採用の日から〇ヶ月間を試用期間とする」等の文言があり、試用期間と本契約が一体の契約である場合は新規雇用
再雇用	・試用期間（事前研修）と本採用の契約が別契約で、本採用から雇用保険に加入した場合は再雇用

○ 労働時間による区分について

フルタイム労働者	・短時間労働者以外の労働者のこと ・事業所における、雇用形態・賃金体系などを総合的に勘案してフルタイム労働者と短時間労働者の区分を判断しますが、いわゆる正規型の労働者でフルタイムの基幹的な働き方をしている労働者がフルタイム労働者となります
短時間労働者	・一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比べて短い労働者のこと

2 支給対象期間及び支給額等

2-1 支給対象期間

支給対象期間（雇用実績として支給金額の算定する期間）は原則として3年間としますが、終期は令和11年3月31日を超えないものとします。

なお、支給対象期間の始期は、雇入日となります。

2-2 支給額

支給額は、下表の区分に応じた助成対象者1人当たりの額に、助成対象者の人数を乗じて算出した額となります。

ただし、支給額の総額は1事業所につき、2,000万円を上限とします。

【参考】支給額一覧

（1号事業）

区分	1年目	2年目	3年目	認定総額
フルタイム・新規	60万	40万	20万	120万
フルタイム・再雇用	同上	同上	同上	同上
パートタイム・新規	30万	20万	10万	60万
パートタイム・再雇用	同上	同上	同上	同上

※1号事業とは
資料Ⅰ（21～22ページ参照）
に掲げる産業政策の支援を受けて実施した事業

（2号事業）

区分	1年目	2年目	3年目	認定総額
フルタイム・新規	60万	40万	20万	120万
フルタイム・再雇用	48万	32万	16万	96万
パートタイム・新規	30万	20万	10万	60万
パートタイム・再雇用	24万	16万	8万	48万

※2号事業とは
資料Ⅱ（23ページ参照）の基準・産業政策等により認定された事業

○支給額調整

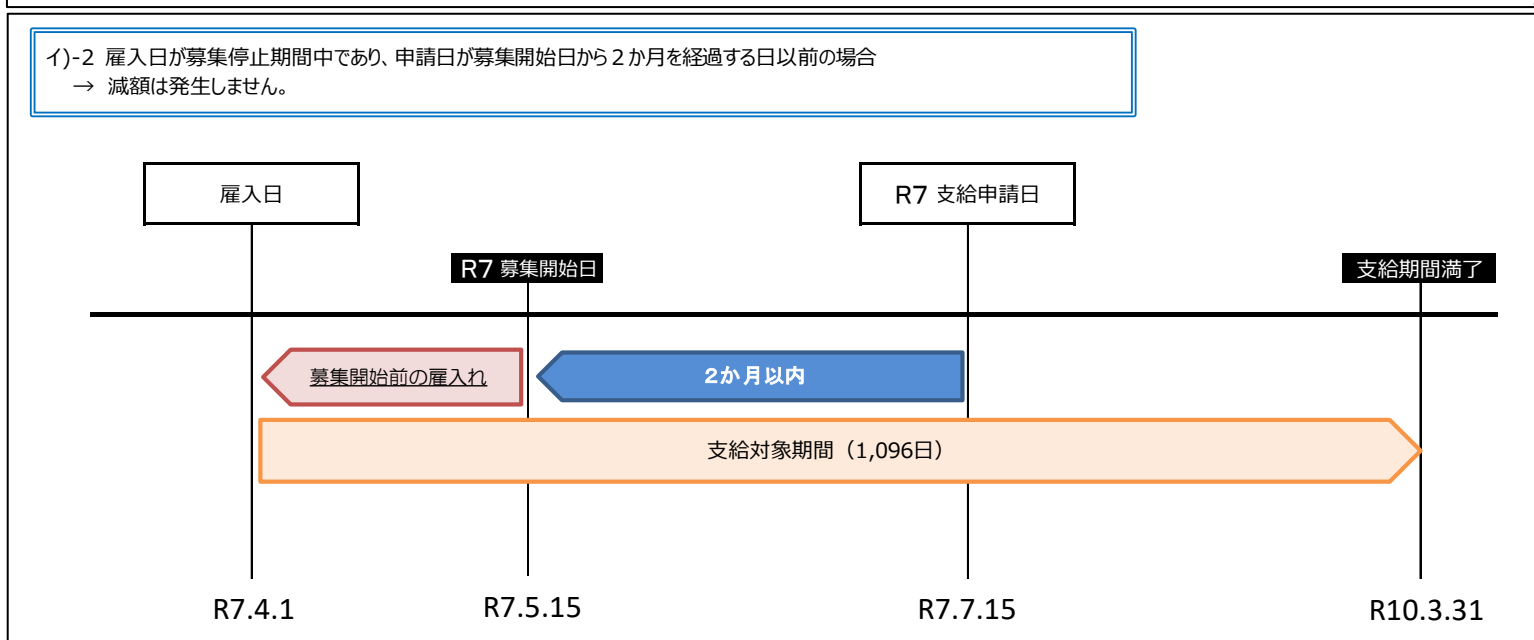
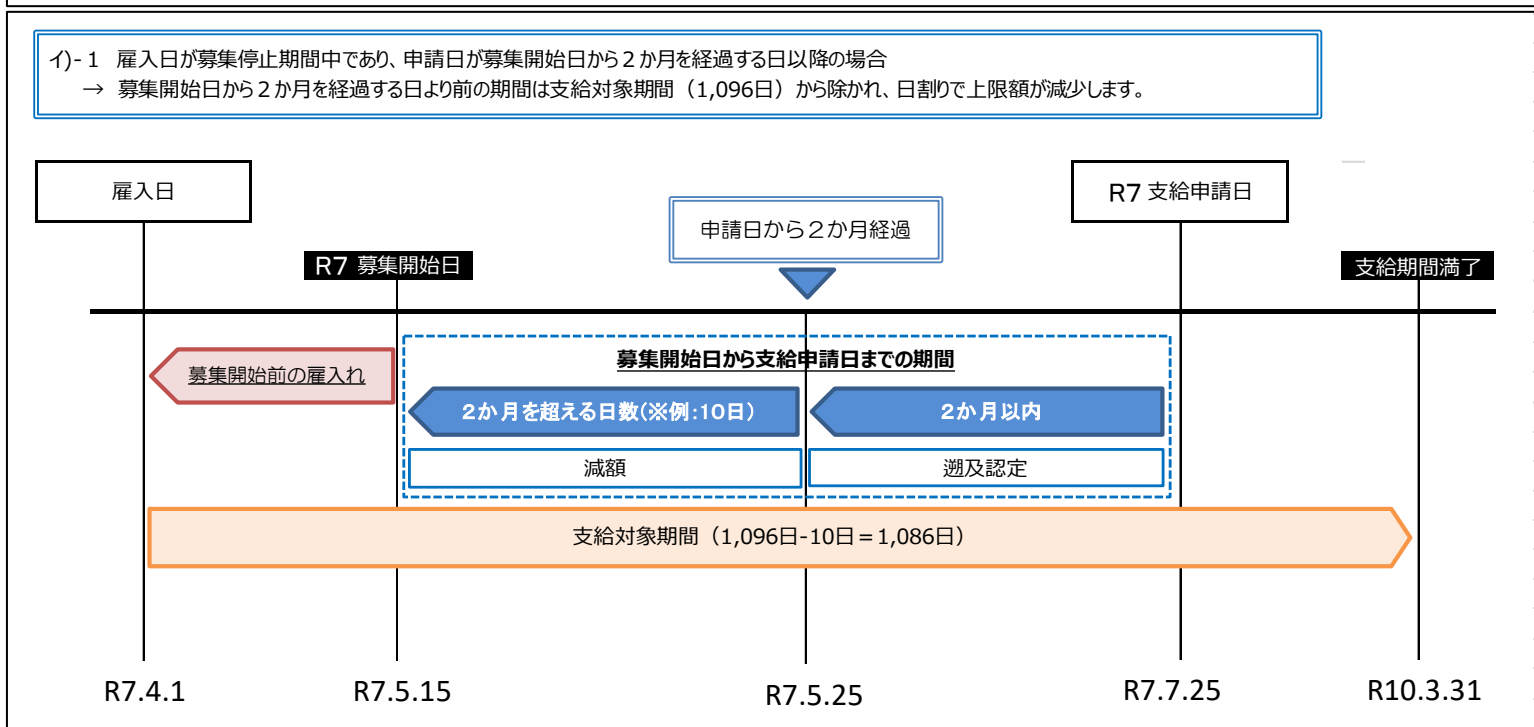
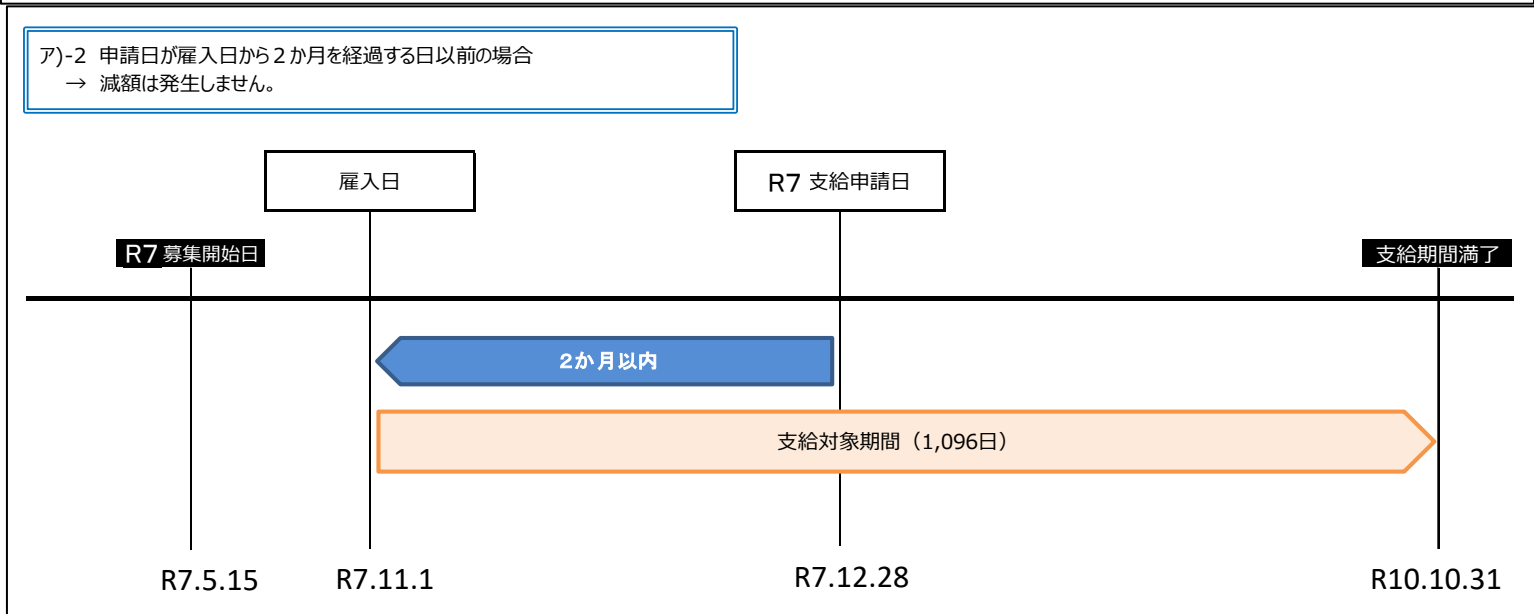
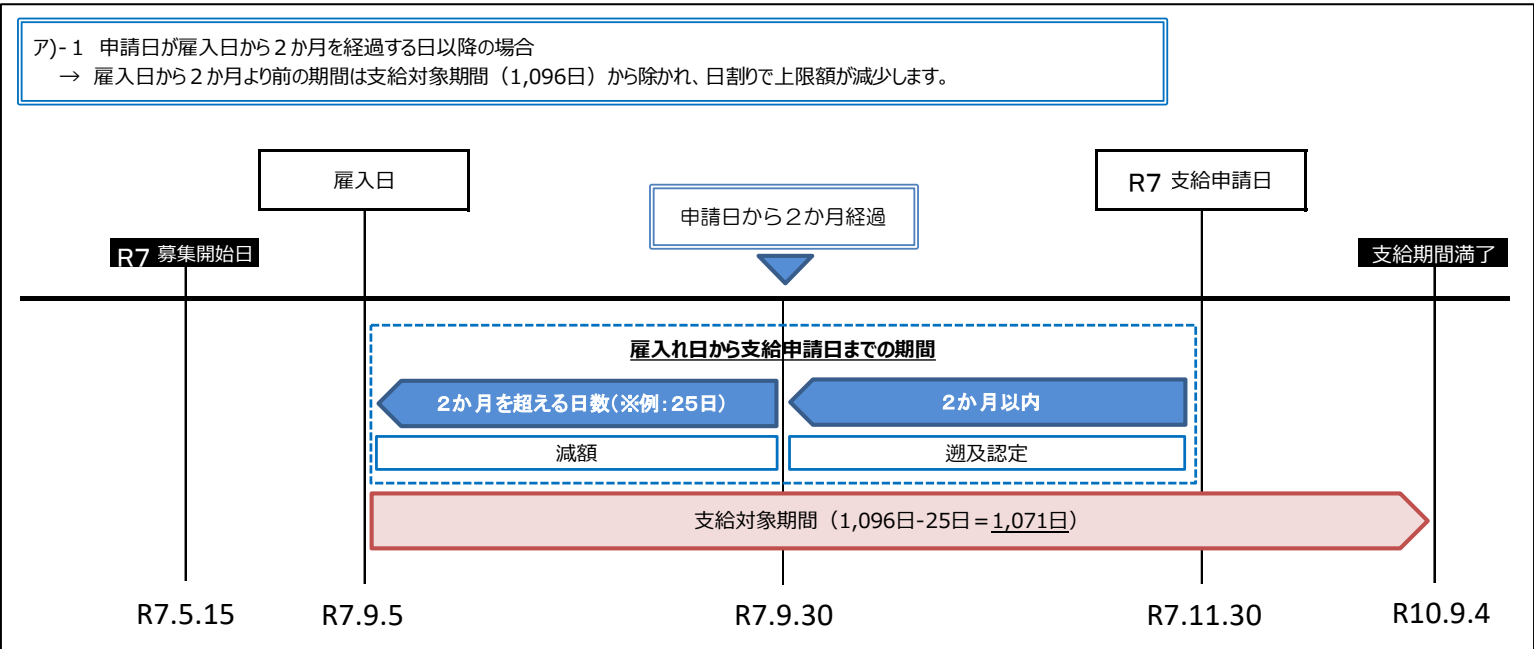
雇入日から申請日までの期間によっては、支給額調整（減額）が発生し、上記の年額が減少する場合がありますので、支給申請される際はご留意下さい。（※事業復興型雇用確保助成金QA.4-1参照）

【例】

ア 募集開始日（令和7年5月15日）以降に雇入れられた労働者を、雇入開始日から起算して2か月を経過する日以降に支給申請した場合

イ 募集停止期間中（令和7年3月15日から令和7年5月14日まで）に雇入れられた労働者を、募集開始日から2か月を経過する日以降に申請した場合

なお、平成28年度の募集まで、最初に支給決定を受けた新規雇用者のうち、最も早い雇入れから1年以内に雇入れた労働者について申請可能でしたが、平成29年度からその期間が延長され、2年以内に雇入れた労働者が対象となっておりますので、ご留意下さい。



3 申請手続き及び支給認定までの流れ

3-1 申請受付期間

※雇入日によって申請期間が異なりますので、申請の際は対象期間、申請期限にご留意ください。

【前期】

【申請期間】令和7年5月15日（木）から令和7年10月31日（金）まで

【申請対象】令和7年3月15日から令和7年9月30日までの雇入れ

- ・郵送する場合：令和7年10月31日（金）**必着**
- ・持参する場合：令和7年10月31日（金）午後4時30分**必着**

【後期】

【申請期間】令和7年11月1日（土）から令和8年3月31日（火）まで

【申請対象】令和7年10月1日から令和8年3月31日までの雇入れ

- ・郵送する場合：令和8年3月31日（火）**必着**
- ・持参する場合：令和8年3月31日（火）午後4時30分**必着**

- ※ 書類の提出方法によって、提出期限が異なりますのでご注意ください。
- ※ 予算の上限に達した場合、期限前に受付を終了することがあります。

3-2 申請書類の提出先

申請書類は、岩手県定住推進・雇用労働室まで郵送又は持参してください。

（※ 郵送・持参する場合のそれぞれの受付期間については「3-1 申請受付期間」参照）

【岩手県定住推進・雇用労働室】

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

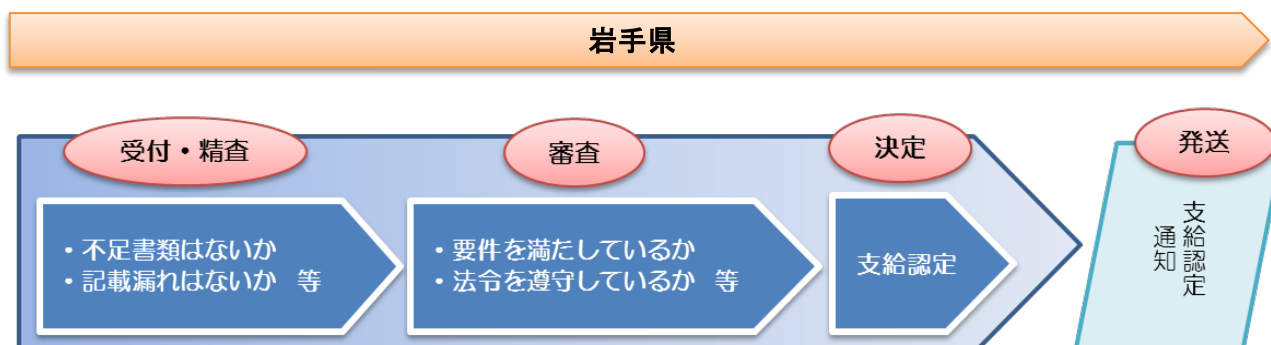
TEL:019-656-1571 FAX: 019-656-1572

3-3 支給認定までの流れ

申請受付、精査、審査は岩手県定住推進・雇用労働室で行います。

精査又は審査では聞き取り調査や追加書類の提出などをお願いする場合がありますので、ご協力ください。

なお、審査の結果によりましては、認定にならない場合もありますので、予めご了承ください。



- ※ 県での審査完了後、支給認定に係る通知を送付します。
- 助成金の認定内容をお知らせするものですので、通知受領後、お手元で保管してください。

4 提出書類等

申請様式等は、岩手県ホームページからダウンロードできます。

（岩手県公式ホームページから「岩手県事業復興型雇用確保助成金（令和7年度）」で検索）

4-1 全事業所が提出する書類

※以下の書類（添書・様式・添付書類）は**必ず提出いただく書類**です。

（番号順に揃えて提出してください。）

添書>>

- ① 提出書類チェックリスト（新規申請【雇入費】）

様式>>

※13ページ～17ページに記載例があります。

- ② 様式第1号 事業復興型雇用確保助成金【雇入費】（変更）支給認定申請書
- ③ 様式第1号、3号共通別紙 雇入費助成対象事業所に関する申立書
- ④ 様式第2号 事業復興型雇用確保助成金【雇入費】（変更）支給額決定申請書
- ⑤ 様式第7号 職務経歴等確認書（助成対象労働者ごと）
- ⑥ 様式第8号 【雇入費】助成対象労働者一覧

添付書類>>

- ⑦ 対象産業政策を受けていることを証明する書類

受けている補助金、融資等の決定日や補助内容（又は融資内容）、用途・目的、助成対象事業所等が特定できるもの。

【補助金の場合】

- ・ 交付決定通知書の写し
- ・ 事業計画書又は申請書の写し（補助金の支援対象となった事業及び助成対象事業所が特定できるものに限る。）

【融資の場合】

- ・ 融資契約書の写し
- ・ 信用保証協会保証書の写し
- ・ 融資によって設備等を導入したことが確認できる書類の写し

※上記書類のみでは産業政策と助成対象事業所の関連が特定できない場合、「産業政策と助成対象事業所との関連に係る申立書」をご提出ください（18ページに記載例があります）。

>>次頁へ続く

⑦-2 対象産業政策を受けていることを証明する書類の例

以下に代表的な施策を御活用されている場合の必要書類を例示しますので、御参照ください。

なお、支援対象となった助成対象事業所等が確認できない場合は、「産業政策と助成対象事業所との関連に係る申立書」に加え、追加書類の提出をお願いすることがあります。

【例1 「中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金（中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（グループ補助金）含む。）」の場合】

- 交付決定通知書の写し
- 補助事業計画書の写し

※1 支援対象となった事業及び助成対象事業所が特定できるものに限りします。

※2 変更決定を受けている場合には、変更に関する書類も併せて御提出ください。

【例2 「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」の場合】

- 交付決定通知書の写し
- 補助事業概要説明書の写し

※1 支援対象となった事業及び助成対象事業所が特定できるものに限りします。

※2 変更決定を受けている場合には、変更に関する書類も併せて御提出ください。

【例3 「中小企業東日本大震災復興資金」の場合】

- 金銭消費貸借証書・契約証書の写し
- ご融資のお知らせの写し
- 信用保証書の写し

※1 支援対象となった事業及び助成対象事業所が特定できるものに限りします。

【例4 「各市町村が実施する利子補給事業・補助金」の場合】

- 申請書の写し
- 承認書の写し
- ご融資のお知らせの写し

※1 支援対象となった事業及び助成対象事業所が特定できるものに限りします。

【例5 「東日本大震災復興特別区域法に基づく指定」の場合】

- 実施計画書の写し
- 指定書の写し
- 実施に係る認定書の写し

※1 支援対象となった事業及び助成対象事業所が特定できるものに限りします。

>> 次頁へ続く

>>前頁「4-1 全事業所が提出する書類 添付書類」からの続き

⑧ 雇用保険の産業分類が確認できる資料

「労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告書」などの写し

※ 様式第1号の「4 申請事業主の状況」の常時使用する労働者数等を確認するため。

⑨ 【法人】「法人税の申告書」の写し

※ 様式第1号の「4 申請事業主の状況」の資本又は出資金額等を確認するため。

⑩ 【法人】「法人事業概況説明書」の写し

※ 様式第1号の「4 申請事業主の状況」の常時使用する労働者数等を確認するため。

⑪ 【法人】「履歴事項全部証明書」の写し

※ 現在事項全部証明書とお間違えのないよう注意してください。

⑫ 【法人】【個人】「直近の決算書」の写し

※ 様式第1号の「4 申請事業主の状況」の資本又は出資金額等を確認するため。

⑬ 【個人】「個人事業の開業・廃業届出書」の写し

※ 税務署に提出している届出書の控えの写しをご提出ください。

⑭ 「労働条件通知書」又は「雇用契約書」の写し（助成対象労働者ごと）

雇用年月日、雇用期間、雇用形態、週当たり所定労働時間等を確認するため。

※ 項目に「シフト表」、「休日スケジュール表」による等の定めがある場合は、併せてご提出ください。（P11参照）

⑮ 「被災求職者であることが確認できる書類」の写し（助成対象労働者ごと）

住民票、住民票の除票、戸籍の附票又は在職証明書いずれかの写し

※ 平成23年3月11日時点の住所又は勤務先を確認するため。なお、住民票や住民票の除票はマイナンバーの記載のないものをご提出ください。

⑯ 「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し（助成対象労働者ごと）

⑰ 「出勤簿」又は「タイムカード」の写し（助成対象労働者ごと）

雇入日及び申請日時点の出勤状況が確認できるもの。

⑱ 「賃金台帳」の写し（助成対象労働者ごと）

雇入日以後の最初の賃金の支給が確認できるもの。

※ 申請日時点で賃金支払い日が到達していない場合は、賃金支給後、速やかにご提出ください。

⑲ 「振込先金融機関の通帳」の写し（見開き1ページ目）

※ 金融機関名、支店名、口座番号、口座名義等が確認できるもの。

>>次頁へ続く

⑭ 補足（雇用契約書の記載内容について）

対象労働者の要件を確認するため、提出して頂く書類から以下の項目が確認できる必要があります。内容の確認が出来ない場合、認定に影響が出る場合があります。

	記載項目	確認事項
1	雇入年月日	雇入日要件 (ホームページ及び手引記載の期間内であること)
2	雇入期間	期間の定めなし又は更新可能な1年以上の有期雇用 ※更新可能な場合は、更新の条件が記載されていること
3	就業場所	労働者を助成対象事業所で雇い入れていること
4	業務内容	対象労働者の労働時間・区分・就業場所
5	労働時間	対象労働者の労働時間・区分及び賃金
6	賃金 (各種手当を含む)	対象労働者の賃金・支払い方法・締切及び支払い時期
7	退職に関する事項 (解雇事由含む)	対象労働者の退職に係る取扱い等

※ 1～7の項目で「就業規則による」「シフト表による」「休日スケジュール表による」「会社カレンダーによる」「賃金規定による」などの記載がある場合は、それらを確認させていただきますのでご提出ください。

シフト表・休日スケジュール表により定めている場合は、原則として、申請日以降の直近6か月分(※)をご提出ください。

(労働者ごとに定めている場合は、該当する労働者分すべてが提出の対象です。)

(※) 申請日以降の直近6か月分が提出できない場合

・・・申請日前の直近6か月分(申請日前後の6か月分でも可)

雇入日から申請日まで6か月以内であるなど、6か月分提出できない場合

・・・提出できる全期間分

4-2 該当する場合に提出が必要となる書類

※以下のものは場合により提出が必要となる書類です。(番号順に揃えて提出してください。)

⑳ 産業政策と助成対象事業所との関連に係る申立書(18ページに記載例があります。)
8ページの添付書類⑦対象産業政策を受けていることを証明する書類欄の※印を参照してください。

㉑ 産業分類に係る申立書(19～20ページに記載例があります。)
様式第1号の「4 申請事業主の状況」の“主たる事業の内容”と“雇用保険の産業分類”が異なる場合。

㉒ 「就業規則」の写し
週当たり所定労働時間が労働条件通知書等で確認できない場合。

>>前頁「4-2 該当する場合に提出が必要となる書類」からの続き

㊸ 「時間外に関する協定届（36協定）」の写し

㊹ 「1年単位の変形労働時間制に関する協定届」の写し
届出をしている場合。

㊺ 「就業カレンダー（会社カレンダー・労働カレンダー）」の写し
週当たり所定労働時間が労働条件通知書等で確認できない場合。

㊻ 「委任状」の写し

4-3 書類作成・提出時の注意事項

- ・ 提出書類は、全てA4サイズに統一し、上下左右を整えて提出してください。
- ・ 提出書類は、黒ボールペンで記入してください。（消せるボールペン不可・鉛筆不可）パソコン等で作成する場合は、印刷を鮮明にしてください。
- ・ 押印が必要な箇所は、全て押印があることを確認してください。
- ・ 提出書類は、パンチ・ホチキス留め・糊付けをしないでください。
- ・ 複数事業所分を同封する場合は、事業所ごとにクリップやファイルでまとめてください。
- ・ 提出書類や添付書類は、両面コピーせず全て片面コピーで提出してください。
- ・ 提出書類に、修正液や修正テープは一切使用しないでください。
- ・ 記載内容を訂正する際は、二重線を引き、その上に担当者の訂正印を押印してください。
- ・ 必ず提出書類の控え（コピー）を取り、保管してください。
- ・ そのほか必要に応じて、審査のために追加資料の提出を求めることがあります。

封筒表面には「新規申請書類在中」と記入してください。

5 申請書類の記載例

5-1 様式第1号・様式第1号、3号共通別紙・様式第2号・様式第7号・様式第8号

令和7年5月15日以降で、本申請書を提出する日付を記入
(申請書類はすべて同じ日付で統一)

様式第1号(第1面)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

岩手県知事 様

申請者の住所・名称を記入
代表権を持つ人の職名と氏名を記入
※申請者が代理人(社会保険労務士等)となる場合は、代理人の住所名称等を記入

住所
名称
代表者
電話

(〒〇〇〇-〇〇〇〇)
岩手県〇〇市〇〇番〇〇号
株式会社〇〇〇〇
代表取締役社長 〇〇 〇〇 印
〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(変更)支給認定申請書

このことについて、事業復興型雇用確保事業助成金【雇入費】の(変更)支給認定を受けたいので、岩手県事業復興型雇用確保助成金支給要領第7第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

【 太枠の中の項目を記入してください。※印のある欄は該当するときのみ記入してください。 】

1 申請事業主・助成対象事業所	(申請事業主) ※ 申請者が代理人となる場合に記入してください。		(助成対象事業所)	
	住所	申請者が代理人(社会保険労務士等)となる場合のみ、事業主の住所・名称等を記入	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 岩手県△△市△△丁目〇番地-〇
	名称		名称	△△営業所
	36協定届の労働者数の合計を記入		従業員数	11人
2 産業政策 (補助金・融資等)	名称	中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業		
	採択日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
	事業区分(支給要領第3第1項)	(1)の事業 ☒	(2)の事業 ☐	
3 助成対象労働者の状況 【注】変更の場合は、「変更後(変更前)人」と記載してください。	助成対象労働者数			
	【内訳】	短時間労働者以外の者	短時間労働者	合計
	新規雇用者数	1 名	2 名	3 名
	再雇用者数	1 名	名	1 名
合計	2 名	2 名	4 名	
※ 前回支給認定(変更申請の場合)	令和 年 月 日	定雇第 号		
就職の経路	ハローワーク ☒	ハローワーク以外 ☐		
10ページ添付書類参照	主たる事業の内容	〇〇の製造		
4 申請事業主の状況	企業規模	常時使用する従業員数	50人	資本金又は出資の総額
	雇用保険の産業分類	番号	〇〇	分類
	雇用保険適用事業所番号	〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇		
5 事業復興型雇用創出助成金の受給状況	事業復興型雇用創出助成金の受給の有無について	有 ☐	無 ☒	
6 振込先金融機関 (事業主名義の口座に限ります)	金融機関名	〇〇銀行	支店名	〇〇支店
	口座番号	(普通・当座)	〇〇〇〇〇〇	
	(フリガナ)	カブシキガイシャ〇〇〇〇 ダイヒョウトシマリヤク 〇〇 〇〇		
7 申請書作成者氏名	口座名義	株式会社〇〇〇〇 代表取締役社長 〇〇 〇〇		
	所属部署	総務部		
	役職・氏名	係長 〇〇 〇〇		
	電話番号	(〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)		
	FAX番号	(〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)		
	メールアドレス	[担当者アドレス]	〇〇〇〇@〇〇〇〇	
	[代表アドレス]	〇〇〇〇@〇〇〇〇		

助成対象事業所の住所・名称を記入

事業所が受けている補助金、融資等の名称を記入
21~22ページの資料Ⅰの「産業政策」又は23ページの資料Ⅱで対象とする産業政策を記入

受けている補助金や融資の交付決定通知書、証書に記載されている決定日、実施日等を記入

21~22ページの資料Ⅰに記載のある補助金や融資等の場合【(1)の事業】にチェック
それ以外は【(2)の事業】にチェック

今回申請する助成対象労働者数の内訳を記入

今回申請する助成対象労働者数について該当する方にチェック
申請者が2名以上いてどちらにも該当する場合は両方にチェック

25ページの資料Ⅳを参照
こちらの分類が「主たる事業の内容」と異なる場合は、18ページの申立書が必要になります

事業復興型雇用創出助成金を受けていない事業所は「無」にチェック

通帳を確認の上、記入
金融機関名/支店名
口座種別(該当を○で囲む)
口座番号 / 口座名義

【申請書作成上の留意点】

・ 様式第1号(第2面)の【添付資料】、本手引きの「4. 提出書類等」をよく読み、必要書類を添付すること。

●手書きで作成の場合

- ・ 黒のボールペンで記入(消えるボールペン使用不可)
- ・ チェックボックスにはレ点を入れる又は黒塗り

・ 訂正箇所は二重線を引き、その上に担当者の訂正印を押印

・ 修正液・修正テープ使用不可

●パソコン等で作成の場合

- ・ チェックボックスにはレ点を入れる又は黒塗り

グレーの塗りつぶし部分を全てご記入ください。
各項目の詳細は吹き出し部分を参照ください。
記入漏れや記入間違い等により、再提出となる場合がありますので、よく確認の上提出をお願いいたします。

雇入費助成対象事業所に関する申立書

令和7年5月15日以降で、 本申請書を提出する日付を記入 (申請書類はすべて同じ日付で統一)		令和〇〇年〇〇月〇〇日
岩手県知事 様	代理人不可	
申請者の住所・名称を記入 代表権を持つ人の職名と氏名を記入 ※申請者が代理人の場合 様式第1号の「1 申請事業主・助成対象事業 所」の(申請事業主)欄と同じ内容を記入	住 所 名 称 代 表 者	岩手県△△市△丁目〇番地ー〇 株式会社〇〇〇〇 代表取締役社長 〇〇 〇〇

事業復興型雇用確保助成金(雇入費)の申請、報告に当たり、下記のとおり申し立てます。

記

- 不正な行為を原因として、過去3年間に助成金等の不支給措置が執られている、または、対象産業政策の支援決定を受けた事業において不正受給を行っている事実はありません。
- 暴力団又は暴力団の構成員、暴力団の構成員である者又は密接な関係を有している者が経営・事業運営を行っている事実はありません。
- 本助成金の対象労働者には、次の事実がある場合には、その人数に相当する労働者は含まれていません。
 - 平成23年11月21日以降に、助成の対象となる事業所において労働者を事業主都合により解雇(勧奨退職等を含む。)又は雇い止めした事実
 - 平成23年11月21日以降に、助成対象労働者の雇用契約期間を岩手県事業復興型雇用確保助成金支給要領第1項第2号で規定する期間でないものとした事実
- 雇入れに係る費用が国又は県が支給する他の補助金や融資等の支給対象となっている対象労働者は含まれていません。
- 平成23年度ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業により自ら雇用した対象労働者は含まれていません。
- 再雇用者にあっては、平成23年11月21日以降に離職した者(期間の定めのある雇用契約で雇い入れられた労働者であって、あらかじめ当該契約を更新しないことが明示され、当該雇用契約の満了により離職したものを除く。)は含まれていません。
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第1項第2号に規定される派遣労働者は含まれていません。
- 支給認定申請においては、申請時に在籍していない労働者は含まれていません。
- 申請、報告に伴う書類の記載内容と事実との相違があることが判明した場合は、岩手県による調査等に誠実に対応します。また、助成金の支給認定や支給決定の取り消し、既に支給を受けた助成金に返還等が生じたときはこれに応じます。

以上

上記注意事項について確認し、理解しました。
(右の口にレ点チェックを付けてください。)



(様式第2号)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

令和7年5月15日以降で、本申請書を提出する日付を記入
(申請書類はすべて同じ日付で統一)

岩手県知事様

申請者の住所・名称を記入
代表権を持つ人の職名と氏名を記入
※様式第1号と同じ内容を記入

住所 岩手県〇〇市〇〇番〇〇号
名称 株式会社〇〇〇〇
代表者 代表取締役社長〇〇 〇〇 印

令和7年度 事業復興型雇用確保助成金【雇入費】(変更) 支給額決定申請書
このことについて、令和7年度の事業復興型雇用確保助成金の支給決定を受けたい
ので、岩手県事業復興型雇用確保助成金委員会により、下記のと
おり申請します。

1 助成対象事業所

住所： 岩手県△△市△丁目〇番地ー〇

名称： △△営業所

2 助成対象労働者の状況

助成対象労働者数： 4名

新規申請の場合：様式第1号「3 助成対象労働者の状況」
【内訳】欄の合計人数を記入

	フルタイム労働者	短時間労働者	合 計
新規雇用者数	1名	2名	3名
再雇用者数	1名	名	1名
合 計	2名	2名	4名

※ 変更支給認定申請の場合は、変更前を括弧書きで記載してください。

3 支給認定番号

令和 年 月 日 定雇第 号

※ 継続年度の申請の場合、当該申請に係る支給認定通知の番号を記載してください。

様式第1号「3 助成対象労働者の状況」【内訳】欄と同じ内容を記入

4 添付書類

(1) 雇入費助成対象労働者一覧 (様式第8号)

(2) 助成対象労働者に係る書類

ア 雇用契約書又は労働条件通知書の写し

イ 雇用保険被保険者資格喪失通知書の写し

ウ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し又は雇用保険事業所被保険者台帳
の写し

(3) 助成対象労働者の勤務状況が確認できる書類の写し (出勤簿 (タイムカード) 及
び賃金台帳その他これに類する書類)

新規申請の場合は記入不要

※ (2) 及び(3) は申請内容に応じて添付すること。

- 【申請書作成上の留意点】
- 手書きで作成の場合
 - ・ 黒のボールペンで記入(消えるボールペン使用不可)
 - ・ 訂正箇所には二重線を引き、その上に担当者の訂正印を押印
 - ・ 修正液・修正テープ使用不可

グレーの塗りつぶし部分を全てご記入ください。
各項目の詳細は吹き出し部分を参照ください。
記入漏れや記入間違い等がある場合、再提出となる
場合がありますので、よく確認の上提出をお願い
いたします。

※ 労働者ごとに作成してください。

(様式第7号)

職務経歴等確認書

事業所名	株式会社〇〇〇〇 △△事業所			申請事業所名を記入
(フリガナ)	イワテ タロウ			
労働者氏名	岩 手 太 郎	印	岩手	名又は記名押印)

1 平成23年3月11日時点の居住地

- 実際に居住していた住所を記入してください。

労働者本人が署名した場合は押印不要
労働者本人以外が記名した場合は押印要

住所	岩手県〇〇市×丁目△番地□号
----	----------------

- 平成23年3月11日時点で学生であって被災三県以外に居住していた場合は扶養者の状況を記入してください。

扶養者氏名		印	続柄	
-------	--	---	----	--

いずれかに必ずチェックを記入
※今回の雇入日前3年間に1日でも就労していた場合、[有り]にチェックが入り、[再雇用]に該当します

2 職務経歴等

- (1) 今回の雇入日前3年間における現在の事業所での就労の有無
(雇用関係、出向、派遣、請負、アルバイト、事前研修による就労を含みます。)

「該当する方にチェック」 無し ☐ 有り ☐ (有りの場合再雇用者となります)

「現在の事業所」欄には、実際に労働者本人が就業している助成対象事業所の名称と住所(番地まで)を記入

- 平成23年3月11日を含む経歴(学歴も含む)を新しい順に記入してください。
- パートやアルバイト、学生であった期間も記入してください。

	就職(入学)年月日	離職(卒業)年月日	事業所(学校)の名称	事業所(学校)の所在地
現在の事業所	令和7年4月1日		株式会社〇〇〇〇 △△営業所	岩手県〇〇市××1-2-3
1	令和元年7月1日	令和7年3月31日	就職活動	
2	平成29年3月21日	令和元年6月30日	□□□□株式会社	岩手県××市△△7-8-9
3	平成25年4月1日	平成29年3月20日	株式会社■■■■■ (派遣先: 〇〇〇〇株式会社)	岩手県〇〇市□□10-1-2 (派遣先: 岩手県△△市)
4	平成23年		派遣社員の場合、派遣先の実際に就業していた事業所の名称と所在地を括弧書きで記入	岩手県△△市〇〇11-2-3
5	年			
6	年 月 日	年 月 日		
7	年 月 日	年 月 日		
8	年 月 日	年 月 日		

就職活動等の時は居住地を記入

派遣社員の場合、派遣先の実際に就業していた事業所の名称と所在地を括弧書きで記入

事業所(学校)の所在地は、詳細不明の場合でも、市町村名までは必ず記入

H23.3.11を含む職務経歴以後の職務経歴は期間を空けずにすべて記入

職務経歴が一枚に収まらない場合
続きを様式第7号(二枚目)提出
・事業所名
・労働者氏名・押印、又は署名
・続きの職務経歴

【申請書作成上の留意点】

●手書きで作成の場合

- 黒のボールペンで記入(消えるボールペン使用不可)
- チェックボックスにはレ点を入れるまたは黒塗り
- 訂正箇所には二重線を引き、その上に訂正印(労働者の印)

を押印

・修正液・修正テープ使用不可

●パソコン等で作成する場合

・チェックボックスにはレ点を入れる又は黒塗り

グレーの塗りつぶし部分を全てご記入ください。
各項目の詳細は吹き出し部分を参照ください。
記入漏れや記入間違い等により、再提出となる場合がありますので、よく確認の上提出してください。

様式第1号の「1 申請事業主・助成対象事業所」の
(助成対象事業所)欄にある名称を記入

【雇入費】助 成 対 象 労 働 者 一 覧

(様式第8号)

を、変更認定及び支給決定に係る申請並びに実績報告等の際に、随時更新して提出すること。

【事業主記入欄】 事業所名 株式会社〇〇〇〇 △△営業所

(令和〇〇年〇〇月〇〇日現在) 事業所番号(4桁)

番号	(フリガナ) ①助成対象労働者氏名	性別	②生年月日	③ 再雇用	④雇入れ年月日	⑤雇用形態	⑥雇用契約期間	⑦週当たり 所定労働時間	⑧助成対象労働者の状況	⑨今回
1	イワテ タロウ 岩手 太郎	男 ☒ 女 ☐	昭和・平成 63年 5月 5日	☐	令 和 7 年 7 月 1 日	期間の定めのない雇用 ☒ 1年以上の有期雇用 ☐	令和 年 月 日 ～	40時間 短時間労働者 ☐	令和7年5月15日以降で本申請を提出する日付を記入(申請書類はすべて同じ日付で統一)	
2	ハナマキ ハナコ 花巻 花子	女 ☒ 男 ☐	昭和・平成 63年 5月 5日	☐	令 和 7 年 7 月 1 日	期間の定めのない雇用 ☒ 1年以上の有期雇用 ☐	令和 年 月 日 ～	25時間 短時間労働者 ☒	⑥：雇用契約期間 ・⑤「期間の定めのない雇用」の場合は記入不要 ・⑤「1年以上の有期雇用」の場合は雇用契約書等の期間を記入→「更新可能」でない場合は対象外	⑤：該当する雇用形態にチェックを入れる
3	ミヤコ ジロウ 宮古 次郎	男 ☒ 女 ☐	昭和・平成 63年 5月 5日	☐	令 和 7 年 7 月 1 日	期間の定めのない雇用 ☒ 1年以上の有期雇用 ☐	令和 年 月 日 ～	25時間 短時間労働者 ☒	⑧：在職中にチェック 申請時点で離職された労働者は助成対象として加えることができません	
4	クジ アヤコ 久慈 彩子	男 ☐ 女 ☒	昭和・平成 60年 3月 3日	☒	令 和 7 年 10 月 1 日	期間の定めのない雇用 ☒ 1年以上の有期雇用 ☐	令和 年 月 日 ～	40時間 短時間労働者 ☐	⑦：1週間の所定労働時間を記入 ※いずれかの添付書類で確認(状況に応じて別の書類を頂く場合もあります) ・雇用契約書や労働条件通知書 ・就業規則 ・1年単位の変形労働時間制に関する協定届 ・会社カレンダー ※短時間労働者の場合、チェックを入れる ⇒フルタイムの労働者と週当たり所定労働時間を比較し、所定労働時間が短ければ、短時間労働者となります	
		男 ☐ 女 ☐	昭和・平成 年 月 日	☐	令 和 年 月 日	期間の定めのない雇用 ☐ 1年以上の有期雇用 ☐	令和 年 月 日 ～	時間 短時間労働者 ☐	在職中(令和 年 月 日 から復職) 離職(令和 年 月 日) 事業主都合による離職又は1年未満への短縮	
		男 ☐ 女 ☐	昭和・平成 年 月 日	☐	令 和 年 月 日	期間の定めのない雇用 ☐ 1年以上の有期雇用 ☐	令和 年 月 日 ～	時間 短時間労働者 ☐	在職中(令和 年 月 日 から復職) 離職(令和 年 月 日) 事業主都合による離職又は1年未満への短縮	
		男 ☐ 女 ☐	昭和・平成 年 月 日	☐	令 和 年 月 日	期間の定めのない雇用 ☐ 1年以上の有期雇用 ☐	令和 年 月 日 ～	時間 短時間労働者 ☐	在職中(令和 年 月 日 から復職) 離職(令和 年 月 日) 事業主都合による離職又は1年未満への短縮	

番号：④雇入年月日の
早い順で1から順に通
し番号を記入

③：再雇用の場合、チェックを入れる
※再雇用の人数は、この「助成対象労働者一覧」の記載人数の8割まで

④：雇入年月日の記入
※雇用保険被保険者資格確認通知書等にて確認
※再雇用の場合、対象となった年月日で記入

注1) 助成対象労働者ごとに通し番号を記入すること。なお、助成対象労働者が離職し、補充助成対象労働者を雇用した場合には、助成対象労働者の下に補充助成対象労働者の行を追加し、助成対象労働者の番号に枝番を付すこと。

注2) 「□」欄には、該当する項目にチェックすること。

注3) 既に申請等を行っている場合、前回申請等から変更がある場合に「⑨今回変更」欄にチェックすること。

注4) 1年以上の有期雇用で、申請時点で更新等を行っている場合は、「⑥雇用契約期間」欄に更新後の期間を記入すること。

注5) 助成対象労働者が離職した場合においても、一覧から削除せず、「⑧助成対象労働者の状況」欄に離職の状況を記入すること。

注6) ⑧の欄の復職については、産前・産後休業、育児休業及び介護休業からの復職があった場合について記入すること。

産業政策と助成対象事業所との関連に係る申立書

令和7年5月15日以降で、本申請書を提出する日付を記入
(申請書類はすべて同じ日付で統一)

令和〇〇年〇月〇〇日

岩手県知事 様

＜代理人不可＞
事業主の住所・名称を記入
代表権を持つ人の職名と氏名を記入

住所 宮城県仙台市〇—〇—〇
名称 岩手復興㈱
代表者職・氏名 代表取締役 盛岡一郎 印

産業政策と申請する助成対象事業所との関連は以下のとおりであり、東日本大震災からの復興政策に関連する事業を実施していることを申し立てます。

記

1 産業政策について

(1) 産業政策の内容

ア. 名称 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業
イ. 具体的内容 食品加工機器の購入のための融資（融資額 5,000,000円）

(2) 産業政策の決定通知等に記載の事業所

ア. 事業所の住所 盛岡市内丸 10-1
イ. 事業所の名称 岩手復興㈱盛岡支社

2 助成対象事業所について

(1) 住所 宮古市●●〇-〇
(2) 名称 岩手復興㈱宮古営業所
(3) 従業員数 10 人

3 産業政策の決定通知等に記載の事業所と助成対象事業所との関係

盛岡支社は岩手県内の事業所の業務を統括しており、県内に所在する営業所を含み、補助金や融資の申請手続きを行う役割となっているもの。

4 助成対象事業所における産業政策の活用状況（産業政策が助成対象事業所でどのように活用されているのか。）

融資により整備した食品加工機器 5 基のうち、2 基を宮古営業所に配置し、加工品の製造を行っている。

【申請書作成上の留意点】

- 手書きで作成の場合
 - ・黒のボールペンで記入(消えるボールペン使用不可)
 - ・訂正箇所には二重線を引き、その上に担当者の訂正印を押印
 - ・修正液・修正テープ使用不可

グレーの塗りつぶし部分を全てご記入ください。
各項目の詳細は吹き出し部分を参照ください。
記入漏れや記入間違い等により、再提出となる場合がありますので、よく確認の上提出してください。

産業分類に係る申立書

岩手県知事 様

令和7年5月15日以降で、本申請書を提出する日付を記入
(申請書類はすべて同じ日付で統一)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請者の住所・名称を記入
代表権を持つ人の職名と氏名を記入
※申請者が代理人の場合
様式第1号の「1 申請事業主・助成対象事業所」の(申請事業主)欄と同じ内容を記入

住 所
名 称
代表者職・氏名

代理人不可

岩手県〇〇市〇〇番〇〇号
株式会社〇〇〇〇
代表取締役社長 〇〇 〇〇 印

支給認定申請書について、「申請事業主の状況」の「主たる事業の内容」と「雇用保険の産業分類」の内容が相違していますが、下記のとおりであることを申し立てます。

記

主たる事業 (いずれか1つに☑印を付すこと)

- (1) 小売業(飲食店含む) ☐
- (2) サービス業 ☐
- (3) 卸売業 ☒
- (4) その他の業種 ☐

なお、上記の根拠資料として、下表「決算書の産業分類」を記入

(決算書の産業分野別内訳)

業種	売り上げ高	利益	従業員数
製造業	〇〇〇円	〇〇円	〇人
卸売業	△△△円	△△円	△人
・・・	□□□円	□□円	□人
合計	×××円	××円	×人

決算書の内訳として「業種」ごとに「売り上げ高」、「利益」及び「従業員数」を記入

合計欄は決算書等と一致させる

【申請書作成上の留意点】

●手書きで作成の場合

- ・ 黒のボールペンで記入(消えるボールペン使用不可)
- ・ チェックボックスにはレ点を入れるまたは黒塗り
- ・ 訂正箇所には二重線を引き、その上に担当者の訂正印を押印
- ・ **修正液・修正テープ使用不可**

グレーの塗りつぶし部分を全てご記入ください。
各項目の詳細は吹き出し部分を参照ください。
記入漏れや記入間違い等がある場合、再提出となる場合がありますので、よく確認の上提出してください。

※決算書による提出が申請日時点でできない場合は、本書により提出してください。

(様式2 産業分類に係る申立書 ※決算書添付なし)

産業分類に係る申立書

令和7年5月15日以降で、本申請書を提出する日付を記入
(申請書類はすべて同じ日付で統一)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

岩手県知事 様

申請者の住所・名称を記入
代表権を持つ人の職名と氏名を記入
※申請者が代理人の場合
様式第1号の「1 申請事業主・助成対象事業所」の(申請事業主)欄と同じ内容を記入

住 所
名 称
代表者職・氏名

代理人不可

岩手県〇〇市〇〇番〇〇号
株式会社〇〇〇〇
代表取締役社長 〇〇 〇〇 印

事業主が主たる雇用保険被保険者である支給認定申請書について、「申請事業主の状況」の「主たる事業の内容」と「雇用保険の産業分類」の内容が相違していますが、下記のとおりであることを申し立てます。

なお、実績報告時、改めて決算書による報告を行うことを申し添えます。

記

1 主たる事業(いずれか1つに☑印を付すこと)

- | | |
|----------------|-------------------------------------|
| (1) 小売業(飲食店含む) | ☐ |
| (2) サービス業 | ☐ |
| (3) 卸売業 | ☒ |
| (4) その他の業種 | ☐ |

2 添付書類(添付した資料に☑印を付すこと)

- | | |
|---------------|-------------------------------------|
| (1) 法人税申告書 | ☐ |
| (2) 法人事業概況説明書 | ☒ |

注)本書により産業分類に係る申立てを行った事業所については、実績報告時に改めて19ページに掲載している「様式1 産業分類に係る申立書 ※決算書添付あり」による報告が必要となります。申請、報告に伴う書類の記載内容と事実との相違があることが判明した場合、認定内容に影響する場合がありますのでご注意ください。

【申請書作成上の留意点】

●手書きで作成の場合

- ・ 黒のボールペンで記入(消えるボールペン使用不可)
- ・ チェックボックスにはレ点を入れるまたは黒塗り
- ・ 訂正箇所には二重線を引き、その上に担当者の訂正印を押印
- ・ **修正液・修正テープ使用不可**

グレーの塗りつぶし部分を全てご記入ください。
各項目の詳細は吹き出し部分を参照ください。
記入漏れや記入間違い等がある場合、再提出となる場合がありますので、よく確認の上提出してください。

資料 I

支給要領第3第1項第1号に規定する産業政策による事業(1号事業)

1号事業の対象となる産業政策一覧

I 国の施策	〔所管機関名〕
1 国内立地推進事業費補助金	〔経済産業省〕
2 地域経済産業振興立地推進事業費補助金（がんばろう、ふくしま産業復興企業立地支援事業）	〔経済産業省〕
3 原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助事業	〔経済産業省〕
4 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金	〔経済産業省〕
5 中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金（中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（グループ補助金）含む。）	〔経済産業省〕
6 地域商業活性化支援補助金	〔経済産業省〕
7 仮施設整備事業	〔経済産業省〕
8 新事業育成資金（グローバル展開関連）	〔経済産業省〕
9 グローバル技術連携・創業支援補助金（一般枠）	〔経済産業省〕
10 グローバル技術連携・創業支援補助金（創業枠）	〔経済産業省〕
11 農商工連携等による被災地等復興支援事業	〔経済産業省〕
12 中小企業の協働による国内外販路開拓等支援事業	〔経済産業省〕
13 イノベーション拠点立地推進事業（先端技術実証・評価設備整備等補助金のうち企業等の実証・評価設備等の整備事業に限る。）	〔経済産業省〕
14 創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援事業	〔経済産業省〕
15 地域復興実用化開発等促進事業費補助金	〔経済産業省〕
16 中小・小規模事業者の事業再開等支援事業（単なる現状復旧のための事業を除く）	〔経済産業省〕
17 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金	〔経済産業省〕
18 被災中小企業施設・設備整備支援事業	〔経済産業省〕
19 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	〔農林水産省〕
20 木材加工流通施設等復旧対策（木材加工流通施設の復旧等のうち被災工場の改良復旧及び被災工場との水平連携に限る。）	〔農林水産省〕
21 木質バイオマス関連施設整備事業	〔農林水産省〕
22 東日本大震災復旧・復興卸売市場施設災害復旧事業	〔農林水産省〕
23 6次産業化先導モデル育成事業	〔農林水産省〕
24 農山漁村再生可能エネルギー導入事業	〔農林水産省〕
25 地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業	〔農林水産省〕
26 森林整備加速化・林業再生事業費補助金（機能の高度化に資する施設の整備を行う場合に限る。）	〔農林水産省〕
27 東日本大震災農業生産対策交付金	〔農林水産省〕
28 水産業共同利用施設復旧整備事業（単なる現状復旧のための事業を除く。）	〔農林水産省〕
29 福島再生加速化交付金（水産業共同利用施設復興促進整備事業）（単なる現状復旧のための事業を除く。）	〔農林水産省〕
30 水産業共同利用施設復旧支援事業（機能高度化等を図る場合に限る。）	〔農林水産省〕
31 被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業（農業生産法人等が被災者を雇用して経営規模を拡大する場合に限る。）	〔農林水産省〕
32 食料の物流拠点機能強化等支援事業等（食料の物流拠点機能強化等支援事業に限る。）	〔農林水産省〕
33 原子力被災12市町村農業者支援事業	〔農林水産省〕
34 福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）（被災地域農業復興総合支援事業）	〔農林水産省〕
35 木質バイオマス施設等緊急整備事業（木材加工流通施設等の整備）	〔農林水産省〕
36 福島県高付加価値産地展開支援事業	〔農林水産省〕
37 地域医療再生臨時特例交付金	〔厚生労働省〕
38 介護基盤復興まちづくり整備事業	〔厚生労働省〕
39 保育所等の複合化・多機能化推進事業	〔こども家庭庁〕
40 幼稚園等の複合化・多機能化推進事業	〔文部科学省〕
41 東日本大震災被災地域中小企業人材確保支援等事業	〔経済産業省〕
42 伴走型人材確保・育成支援モデル事業	〔復興庁〕
43 企業間専門人材派遣支援モデル事業	〔復興庁〕
44 チーム化による水産加工業等再生モデル事業	〔復興庁〕

Ⅱ 岩手県・県内市町村の施策	〔所管機関名〕
1 中小企業被災資産復旧事業費補助	〔岩手県商工労働観光部経営支援課〕
2 企業立地促進奨励費事業費補助	〔岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室〕
3 被災商店街にぎわい支援事業費	〔岩手県商工労働観光部経営支援課〕
4 自動車関連産業重点強化支援事業費補助	〔岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室〕
5 医療機器等製品開発支援事業費補助	〔岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室〕
6 中小企業災害復旧資金	〔岩手県商工労働観光部経営支援課〕
7 中小企業東日本大震災復興資金	〔岩手県商工労働観光部経営支援課〕
8 被災中小企業施設・設備整備支援事業資金貸付制度（高度化スキームによる貸付制度）	〔岩手県商工労働観光部経営支援課〕
9 企業立地促進資金貸付金	〔岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室〕
10 いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業助成金	〔岩手県商工労働観光部産業経済交流課、いわて産業振興センター〕
11 釜石市企業立地奨励措置要綱に基づく奨励措置（補助金）	〔釜石市産業振興部企業立地課〕
12 釜石市中小企業振興対策事業（釜石市中小企業振興資金融資制度、岩手県小規模小口資金利子補給補助金、釜石市経営安定支援事業利子補給補助金）	〔釜石市産業振興部商業観光課〕
13 小規模企業事業所等再建事業費補助金	〔洋野町水産商工課〕
14 宮古市中小企業被災資産修繕費補助金	〔宮古市産業支援センター商業労政係〕
15 宮古市中小企業被災資産復旧費補助金	〔宮古市産業支援センター商業労政係〕
16 宮古市被災中小企業対策資金利子等補助金	〔宮古市産業支援センター商業労政係〕
17 宮古市企業立地補助金	〔宮古市企業立地港湾課〕
18 宮古市被災中小企業者対策設備貸与事業補助金	〔宮古市産業支援センター商業労政係〕
19 宮古市震災復興新規創業者支援設備貸与事業補助金	〔宮古市産業支援センター商業労政係〕
20 陸前高田市企業立地奨励条例に基づく奨励措置	〔陸前高田市地域振興部商政課〕
21 陸前高田市中小企業設備投資促進事業補助金	〔陸前高田市地域振興部商政課〕
22 山田町中小企業災害復旧資金融資利子補給補助金	〔山田町水産商工課〕
23 山田町中小商工業金融対策融資	〔山田町水産商工課〕
24 山田町中小商工業金融対策融資利子補給事業	〔山田町水産商工課〕
25 山田町中小商工業者融資利子等補給事業	〔山田町水産商工課〕
26 山田町企業立地補助金	〔山田町水産商工課〕
27 山田町工場誘致条例利子補給事業	〔山田町水産商工課〕
28 山田町災害援護資金貸付金	〔山田町長寿福祉課〕
29 大船渡市企業立地奨励条例	〔大船渡市企業立地港湾課〕
30 大船渡市企業立地奨励条例の特例に関する条例	〔大船渡市企業立地港湾課〕
31 大船渡市産学官連携研究開発事業費補助金	〔大船渡市商工課〕
32 久慈市企業立地促進事業費補助金事業	〔久慈市企業立地港湾課〕
33 久慈市起業・立地奨励事業	〔久慈市企業立地港湾課〕
34 岩泉町被災中小企業対策資金等利子補助金	〔岩泉町経済観光交流課経済商工室〕
35 岩泉町中小企業振興資金融資利子補給補助金	〔岩泉町経済観光交流課経済商工室〕
36 岩泉町中小企業設備機械類貸与利子補給補助金	〔岩泉町経済観光交流課経済商工室〕
37 岩泉町企業立地補助金	〔岩泉町政策推進課地方創生対策室〕
38 岩泉町企業立地奨励条例に基づく奨励措置	〔岩泉町政策推進課地方創生対策室〕
39 おおちゃん融資制度	〔大槌町産業振興課〕
40 大槌町産業人材育成支援補助金	〔大槌町産業振興課〕
41 大槌町地場産業拡大支援施設整備補助金	〔大槌町産業振興課〕
42 大槌町商業特区に基づく奨励措置	〔大槌町産業振興課〕
43 大槌町産業復興促進補助金	〔大槌町産業振興課〕
44 大槌町企業立地奨励条例に基づく奨励措置	〔大槌町産業振興課〕
45 大槌町なりわい支援補助金	〔大槌町産業振興課〕
46 産業競争力激化法に基づく大槌町創業支援事業計画に基づく奨励措置	〔大槌町産業振興課〕

資料Ⅱ

2号事業の対象となる基準及び産業政策

○ 2号事業により、助成金の対象となる事業所は次のとおりです。

資料Ⅰ（1号事業）の対象産業政策以外の国又は地方公共団体等の補助金・融資などを活用して、東日本大震災からの復興政策に関連する事業を実施している事業所が対象です。

○ 下記の基準に照らし合わせ、対象事業所において産業政策を活用していることや、対象の産業分野の事業を実施していることについて、補助金・融資等の事業計画書等や、事業所の申立書等により、申請内容を個別に審査し、対象の可否を決定します。

記

支給要領第3第1項第2号に規定する「商工労働観光部長が別に定める基準」

次の各号のいずれにも該当する事業であって、助成金の支給により「産業政策と一体となった雇用支援」と認められる事業

- (1) 1号事業対象産業政策以外の産業政策の対象となっている事業であって東日本大震災からの復興政策に関連する事業
- (2) 県が振興している産業分野の事業

【基準の具体的な内容】

1 (1)の「1号事業対象産業政策以外の産業政策の対象となっている事業」について

事業所において、国又は地方公共団体等が行う次のいずれかの支援等を受けて実施している事業であること。

- ア 施設、設備、機材等の整備に対する支援事業
- イ 研究開発に関する技術的指導支援事業
- ウ 岩手県産業再生特区による復興推進事業の実施事業者の指定
- エ その他東日本大震災からの復興に関する支援事業

2 (1)の「東日本大震災からの復興政策に関連する事業」について

沿岸12市町村に所在する事業所において、東日本大震災からの復旧・復興事業として実施される事業であること。

※産業政策に係る決定通知等に記載の事業所が沿岸12市町村以外に所在する事業所である場合、当該産業政策が沿岸12市町村に所在する事業所に活用されていることが確認できる場合に対象となります。（別紙「産業政策を受けている事業と申請事業所との関連に係る申立書」及び関連資料の提出が必要。融資については、沿岸12市町村に所在する事業所の施設設備等に活用されたものに限る。）

3 (2)の「県が振興している産業分野」について

主として県が掲げる「いわて県民計画（2019～2028）」において取り組む施策等に該当する産業であること。

○ 次の事例は、これまでに助成金の対象となった産業政策の事例の一部です。

産業政策名（支援事業名）	支援実施機関
東日本大震災復興特別区域法に基づく指定	岩手県復興局（現 復興防災部）
東日本大震災復興特別貸付 小規模事業者経営改善資金融資（経営改善貸付）などの事業資金融資	株式会社日本政策金融公庫
（公財）さんりく基金被災地復興支援助成事業助成金	（公財）さんりく基金
いわて起業家育成資金	岩手県商工労働観光部
岩手県商工観光振興資金	岩手県商工労働観光部
設備貸与制度	（公財）いわて産業振興センター

併給調整の対象となる助成金等の例

国や県が支給する他の補助金等の支給対象となった労働者に対して、重複して助成金を受けることはできませんので、併給の調整が必要となります。

国（岩手労働局やハローワーク）が支給する雇入れに係る助成金の例

- 産業雇用安定助成金
 - － 産業連携人材確保等支援コース、スキルアップ支援コース、事業再構築支援コース（経過措置）、災害特例人材確保支援コース
- 早期再就職支援等助成金（旧 労働移動支援助成金及び中途採用等支援助成金）
 - － 雇入れ支援コース、中途採用拡大コース、UIターンコース
- 特定求職者雇用開発助成金
 - － 特定就職困難者コース、生涯現役コース（経過措置）、被災者雇用開発コース（経過措置）、生活保護受給者等雇用開発コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース、就職氷河期世代安定雇用実現コース（経過措置）、中高年層安定雇用支援コース
- トライアル雇用助成金
 - － 障害者トライアルコース、若年・女性建設労働者トライアルコース
- 人材確保等支援助成金
 - － 働き方改革支援コース（経過措置）
- 通年雇用助成金
- 両立支援等助成金
 - － 再雇用者評価処遇コース（経過措置）
- 65歳超雇用推進助成金
 - － 高年齢者無期雇用転換コース
- キャリアアップ助成金
 - － 正社員化コース、障害者正社員化コース
- 人材開発支援助成金
 - － 人材育成支援コース、教育訓練休暇等付与コース、人への投資促進コース、事業展開等リスキリング支援コース

※ 助成金の併給の可否については、岩手労働局（019-606-3285 助成金相談コーナー）にお問い合わせください。

資料Ⅳ

雇用保険の産業分類に関する分類表

大分類	番号	分類
A.農業、林業	1	農業
	2	林業
B.漁業	3	漁業(水産養殖業を除く)
	4	水産養殖業
C.鉱業、採石業、砂利採取業	5	鉱業、採石業、砂利採取業
D.建設業	6	総合工事業
	7	職別工事業(設備工事業を除く)
	8	設備工事業
E.製造業	9	食料品製造業
	10	飲料・たばこ・飼料製造業
	11	繊維工業
	12	木材・木製品製造業(家具を除く)
	13	家具・装備品製造業
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業
	15	印刷・同関連業
	16	化学工業
	17	石油製品・石炭製品製造業
	18	プラスチック製品製造業
	19	ゴム製品製造業
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業
	21	窯業・土石製品製造業
	22	鉄鋼業
	23	非鉄金属製造業
	24	金属製品製造業
	25	はん用機械器具製造業
	26	生産用機械器具製造業
	27	業務用機械器具製造業
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
	29	電気機械器具製造業
	30	情報通信機械器具製造業
	31	輸送用機械器具製造業
	32	その他の製造業
F.電気・ガス・熱供給・水道業	33	電気業
	34	ガス業
	35	熱供給業
	36	水道業
G.情報通信業	37	通信業
	38	放送業
	39	情報サービス業
	40	インターネット附随サービス業
	41	映像・音声・文字情報制作業
H.運輸業、郵便業	42	鉄道業
	43	道路旅客運送業
	44	道路貨物運送業
	45	水運業
	46	航空運輸業
	47	倉庫業
	48	運輸に附帯するサービス業
	49	郵便業(信書便事業を含む)
I.卸売業、小売業	50	各種商品卸売業
	51	繊維・衣服等卸売業
	52	飲食料品卸売業
	53	建築材料・鉱物・金属材料等卸売業
	54	機械器具卸売業
	55	その他の卸売業
	56	各種商品小売業

大分類	番号	分類
I.卸売業、小売業	57	織物・衣服・身の回り品小売業
	58	飲食料品小売業
	59	機械器具小売業
	60	その他の小売業
	61	無店舗小売業
J.金融業、保険業	62	銀行業
	63	協同組織金融業
	64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
	65	金融商品取引業、商品先物取引業
	66	補助的金融業等
	67	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
K.不動産業、物品賃貸業	68	不動産取引業
	69	不動産賃貸業・管理業
	70	物品賃貸業
L.学術研究、専門・技術サービス業	71	学術・開発研究機関
	72	専門サービス業(他に分類されないもの)
	73	広告業
	74	技術サービス業(他に分類されないもの)
M.宿泊業、飲食サービス業	75	宿泊業
	76	飲食店
	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
N.生活関連サービス業、娯楽業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
	79	その他の生活関連サービス業
	80	娯楽業
O.教育、学習支援業	81	学校教育
	82	その他の教育、学習支援業
P.医療、福祉	83	医療業
	84	保健衛生
	85	社会保険・社会福祉・介護事業
Q.複合サービス事業	86	郵便局
	87	協同組合(他に分類されないもの)
R.サービス業(他に分類されないもの)	88	廃棄物処理業
	89	自動車整備業
	90	機械等修理業
	91	職業紹介・労働者派遣業
	92	その他の事業サービス業
	93	政治・経済・文化団体
	94	宗教
	95	その他のサービス業
S.公務	96	外国公務
	97	国家公務
	98	地方公務
T.分類不能の産業	99	分類不能の産業

様式第1号の「4 申請事業主の状況」欄中、「雇用保険の産業分類」の行にある「番号」及び「分類」については、当該表を参照。

中小企業の該当可否の判断基準

- 中小企業者に該当するか否かは、以下の基準により判断します。
- また、会社法上の会社でない団体等についても、以下の要件に準じて「これに準ずる事業所」に該当するか否か判断します。
- ・業種の区分
複数の業種に事業主が営む事業のうち、直近の決算書等により利益や売り上げ高又は従業員数などが最も大きいものを主たる事業と判断します。
 - ・資本金の額及び「出資の総額ならびに常時使用する従業員数の確認
申請時点において取得可能な直近の証拠書類により確認します。申請時点で要件を満たしていれば、支給決定に至るまでの間に大企業に該当することとなっても、中小企業者とみなします。

中小企業の範囲		
産業分類	資本又は出資金額	常時使用する労働者数
小売業（飲食店含む）	5， 0 0 0 万円以下	5 0 人以下
サービス業	5， 0 0 0 万円以下	1 0 0 人以下
卸売業	1 億円以下	1 0 0 人以下
その他の業種	3 億円以下	3 0 0 人以下
原則として、「資本又は出資金額」か「常時使用する労働者数」のいずれかを満たす企業		